

令和元年 5 月

逗子市教育委員会定例会

令和元年 5 月 3 0 日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和元年5月30日逗子市教育委員会5月定例会を逗子市役所5階第4会議室に招集した。

◎ 出席者

教 育 長	村 松 雅
教育長職務代理者	横 地 みどり
教 育 委 員	塚 越 暁
教 育 委 員	村 上 朝 鼓
教 育 委 員	星 山 麻 木
教 育 部 長	山 田 隆
教 育 部 次 長	村 松 隆
教育総務課長事務取扱	
学 校 教 育 課 長	杵 山 英 廷
学校教育課担当課長	内 田 源一郎
社 会 教 育 課 長	橋 本 直 樹
社 会 教 育 課 主 幹	佐 藤 仁 彦
図 書 館 長	安 田 清 高
図書館担当課長	鈴 木 幸 子
療育教育総合センター長	桐ヶ谷 正 美
療育教育総合センター主幹	奥 村 文 隆
教育研究相談センター所長	
教 育 部 次 長 (子育て担当)	高 橋 佳 代
子育て支援課長事務取扱	
子育て支援課担当課長 (子育て支援担当)	中 村 妙 子
子 育 て 支 援 課 主 幹	村 上 晴 美
市 民 協 働 部 長	芳 垣 健 夫
文 化 ス ポ ー ツ 課 長	阿万野 充 代

事務局

教育総務課係長 須田純子

教育総務課主事 吉井まどか

◎ 開会時刻 午後2時30分

◎ 閉会時刻 午後3時34分

◎ 会議録署名委員決定 村上委員、星山委員

○村松教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○村松教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年逗子市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は村上委員、星山委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第 1 「2 月定例会会議録の承認について」

○村松教育長

日程第 1 「2 月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないようですので、2 月定例会会議録は承認いたします。

星山委員、横地委員は会議録に御署名ください。

◎日程第 2 「3 月定例会会議録の承認について」

○村松教育長

日程第 2 「3 月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないようですので、3 月定例会会議録は承認いたします。

横地委員、塚越委員は会議録に御署名ください。

◎日程第3「教育長報告事項について」

○村松教育長

日程第3「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長会議の報告の前に、先日川崎登戸で子どもたちが巻き込まれる痛ましい事件がございました。その前は保育園の幼児が交通事故に遭うということも続きまして、子どもたちが犠牲になる事故が続いています。亡くなった方、けがした方等のお悔やみを申し上げるとともに、非常に心痛まる内容ですので、私たちもこれについてはずっと考えていかなければいけないのですが、まず、今回の川崎の事件に関して言えば、県教委からは児童・生徒の安全確保についてという依頼文が来ましたので、これについては学校のほうに写しを送って、内容について周知をするようにということを伝えていきます。逗子市としても、さらにこれはまた今後対応を考えていくのですが、なかなかすぐに防げる内容ではなかったということもあって、幅広い視点から、もっと言えば、犯人と思われる人間のどこの段階でどういう気持ちが育っていて、それを教育としてかかわれなかったのかということまで、本来はさかのぼるべきかと思えます。そういうことも含めて、学校にさらに周知をしていきたいというふうに考えております。

それでは、会議のほうの説明に入ります。年度始めに3回会議がありました。まずは4月29日に湘南三浦教育事務所管内の教育長会議がございました。ここでは、年度始めですので、教員の定数配置の状況について、それから今年度1年間の県教委からの教育課程に関する研修会の日程等がありました。時間的なものがあまり長くなかったので、各自治体からの意見交換はありませんでしたけれども、湘南三浦教育事務所からは、再任用校長が昨年度に引き続き徐々に増えているという話です。実際には、鎌倉、横須賀、葉山、寒川、横須賀地区と湘南三浦管内で圏域としては再任用校長が続けて勤務をしているという報告がありました。

次に、同じ日の午後、横浜のほうで県教育委員会の主催の県市町村教育委員会教育長会議がございました。この県教育委員会の今年度の施策等が中心でしたけれども、その中では、以前もお話をしたインクルーシブ教育実践推進校について、パンフレットとあわせて説明がございました。具体的な、既にパイロット校で行われている実践が写真とともに載っているんですけども、その中の一部では、全ての生徒が同じ教室でともに授業を受けます。2人の先生による授業があります。また、少人数で授業を受けたり、個別に学習する場面もありますということで、基本的には同じ教室で授業を受ける。つまり、インクルーシブ推進実践

校では別に入学をした、特別募集で入学した子と一緒に授業をするということが基本になっているということが改めて書いてありましたので、御紹介をいたします。

3つ目は、5月20日に秦野市で神奈川県都市教育長協議会総会というのがありました。県の教育長会は市町村教育長会と都市教育長会、またその連合会というように別れていますけれども、都市教育長会でした。これも年度始めでしたので、会としての報告、予算等がありました。その中で、議案が終わった後、県の子ども教育支援部長から最近の教育についてという話があり、その中では先月話があったいじめ、暴力行為等の認知件数が地域によってばらつきがある話とか、法律上のいじめの定義の中には、好意からの行為、よかれと思ってやった、意図せず、いじめにつながってしまう。相手が心身の苦痛を感じているものも法律上のいじめに当たるということや、そのときの指導は、いじめという言葉は使わなくて対応してもいいということが定義の中に入っているというようなことも紹介がありました。年度始めでしたので、たくさんの資料がありましたけれども、今後また生かしていきたいというように思っています。私からは以上です。

この内容について、御質疑、御意見はありませんか。

○村上委員

先ほどインクルーシブの実践校の話がありましたけれども、逗子の近隣の高校ではどこがあるか教えていただければと思います。

○村松教育長

現在、通常の県立高校はもう学区はありませんけれども、インクルーシブ実践校については通学時間等を勘案して、逗子市が基本的に対象となっているのは横須賀の津久井浜高校、藤沢の湘南台高校、茅ヶ崎の茅ヶ崎高校、この3校になっています。資料の中では、今後60分程度で通える地域を設定し、改めてお知らせしますというにはなっていますが、逗子からですと3校ともほぼ通える範囲かなという感じで受け止めております。既にこの学校では説明会等が行われていて、関心のある保護者は参加をしているというように聞いています。

○村上委員

はい、ありがとうございます。これは中学校へも同じ情報が行っているというように考えてよろしいですか。

○村松教育長

そうです。

○村上委員

はい、ありがとうございます。

○村松教育長

他に御質疑、御意見はありませんか。

○横地委員

またその他のところでもいいかなと思ったのですが、教育長が一番最初に川崎の事件であるとか保育園での事故という話をしたので、ちょっとだけ述べさせていただきます。本当に子どもたちの安全確保をどうしたらいいかというのを、多分親御さんだったり、あと学校現場、保育園現場の職員たちが考えあぐねているだろうなと思っています。逗子では地域によっては見守り隊の地域の方々が登下校を見守ってくださっていたりしています。保育所のほうの事故は、本当に公園の中で遊んでいるところに突っ込むというような、どうしようもないような状況があって、現場がどうしたらいいかと、きっと考えあぐねていると思うのです。幅広い視点で考えていかなければならないと今、教育長がおっしゃってあったと思うのですが、現場の職員だけではなくて、今、見守り隊なんかもすごくやってくださっているのですが、逗子市というか、地域全体、市民全体としてこれは考えていかなければいけないことなのかなと思いました。例えば保育園なんかは、園長会なんかでも、もうすぐに話題になってお話をしているのですが、この1カ月の間に保育園の事故が2件と、あと学校の痛ましい事件が1件あったというところで、とても大変だと思うのですが、これから現場や逗子の教育委員会の中でも見直したり、点検したり、何かカバーしていくというところがあるかと思うのですが、また順を追って委員会のほうで御説明をお願いしたいと思っております。

○村松教育長

こういう事件の直後の、すごく不安になっている気持ちに対する対応策として、警察も御指導等していただいていますけども、ずっとということではないと思いますし、それから今、働き方改革で地域の方とどれだけ連携をとるかということも課題になっていますので、今後そういうことも含めて検討していきたいというように思っています。

他に御質疑、御意見はありませんか。

では、教育部長。

○山田教育部長

それでは、令和元年市議会第3回臨時会の概要について御報告いたします。

令和元年市議会第3回臨時会は、本日5月30日に招集されました。提案された議案等は、

報告1件、議案2件です。午前10時からの本会議において、会期をあす31日までの2日間と決定し、教育委員会に関する議案は議案第29号「専決処分の報告について」として、プレミアム付商品券発行事業に係る平成31年度逗子市一般会計補正予算（第2号）が提案され、本日の本会議において賛成多数にて可決承認されました。逗子市観光協会助成事業に係る議案第30号「令和元年度逗子市一般会計補正予算（第3号）」は、総務常任委員会に付託されました。あす本会議が開会され、議案第30号の委員長報告及び表決が行われる予定となっております。

以上で報告を終わります。

○村松教育長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

特にないようですので、以上で教育報告事項についてを終わります。

◎日程第4「報告第11号教育委員会職員の人事について」

○村松教育長

日程第4「報告第11号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○村松教育部次長

報告第11号教育委員会職員の人事について御報告申し上げます。

教育委員会職員の人事については、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり令和元年5月1日付けで教育長の専決により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

以上で報告を終わります。

○村松教育長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

では、以上で日程第4報告第11号を終わります。

◎日程第5「報告第12号事務の補助執行について」

○村松教育長

日程第5「報告第12号事務の補助執行について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○村松教育部次長

報告第12号事務の補助執行について御説明申し上げます。

2019年（平成31年）4月19日付けで逗子市長から協議のありました教育委員会事務局に属する職員にプレミアム付商品券発行事業に関する事務を補助執行させることについては、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり2019年（平成31年）4月1日付けで教育長の臨時代理により回答を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものです。なお、当該事務につきましては、教育部子育て支援課において補助執行していることをあわせて御報告いたします。

以上で説明を終わります。

○村松教育長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

○塚越委員

こちらの事業、何となくニュースでは理解しておりまして、消費税の増税の対策で国の事業だということは、おぼろげながら理解しているのですが、具体的にどのような事業で、どういった業務が教育委員会の管轄下で行われるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○高橋教育部次長

実際には、プレミアム付商品券の事業ということで、消費税、地方消費税の10%の引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するということを念頭に置いて、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として行う事業という形になります。国の全額補助ということを受けて、市町村が実施するということなのですが、基本的には2019年度の住民税非課税の方、また3歳未満の子を持つ世帯として、2016年の4月2日以降2019年、今年の9月30日までに生まれたお子さんたちが属する世帯の世帯主を対象に、2万円の額面で2万5,000円分の商品券を販売するということになります。ですので、2万円で購入しないと5,000円のプレミアムのついた商品券が手に入らないという形になります。

○塚越委員

理解しました。それは、市としては何か広報だったり、そういったことも行っていくものなのですか、子育て世帯に対して。

○高橋教育部次長

周知については、広報を活用する形にはなりますが、対象が限られてしまうところもございますので、0、1、2歳を持つ世帯主の方については、対象が確実に把握できますので、直接その方たちには引換券をお送りする予定でおります。また、非課税対象者につきましては、1月1日が課税の基準になりますので、その段階での非課税世帯ということで、とりあえず申請書を送りまして、その申請をいただいたものを審査した上で、引換券をお送りするといった形になります。ですので、自分が対象だと思われる方が、まだ通知が来てないとか、手続が終わってないとかということがないよう、注意喚起という広報でPRしていこうと思っております。

○山田教育部長

きょうも質問されましたけれども、低所得者の部分で2万円分一遍に買えないということがございますので、5,000円の束、中身が500円券、10枚ですか。ですから、4,000円をお支払いいただくと、最低単位が5,000円の券が出る。それを5回分、4,000円あれば1回できる。一遍に2万円だったら全額と。刻んでですね、分けて購入もできるような形で、10月1日から使用でき、今のところ年度内に全部精算しますので、2月末までが購入期限ということで行う予定でございます。

○村松教育長

他に御質疑、御意見はありませんか。

では、御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、承認することに決定いたしました。以上で日程第5「報告第12号」を終わります。

◎日程第6「報告第13号議案（平成31年度逗子市一般会計補正予算（第2号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○村松教育長

日程第6「報告第13号議案（平成31年度逗子市一般会計補正予算（第2号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○村松教育部次長

報告第13号議案（平成31年度逗子市一般会計補正予算（第2号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、2019年（平成31年）4月23日付けで逗子市長から議案作成に関する意見を求められ、その回答について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり2019年（平成31年）4月23日付けで教育長の臨時代理により回答を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものです。

議案内容につきまして、歳出から御説明をいたします。平成31年度逗子市一般会計補正予算（第2号）に関する説明書6ページ、7ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきまして、プレミアム付商品券発行事業に係る経費として、非常勤事務嘱託員、臨時職員任用に要する報酬、賃金のほか、システム改修や事業を一括して行うための委託料など8,795万1,000円をプレミアム付商品券発行事業として新たに計上したものです。

続いて歳入について御説明いたしますので、説明書の4ページ、5ページをお開きください。第15款、第2項、第2目、第1節社会福祉総務費補助金にプレミアム付商品券事務補助金4,795万1,000円、同事業費補助金4,000万円、合計8,795万1,000円を計上したものです。したがって、本事業は全額国の補助事業として実施するということになります。

以上で説明を終わります。

○村松教育長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

○塚越委員

先ほどのお話を伺って、素朴な疑問ですけど、委託料って、これ一体何を委託するものなのですか。

○高橋教育部次長

印刷をする経費ですとか、あるいは換金業務とか、そのための販売業務とか、そういうものを個別に委託をするのか一括して委託するのかというところではありますが、それらの業務の委託料という形になります。あと、システムの改修についても、委託料のほうの経費で賄う形になります。

○村松教育長

他に御質疑、御意見はいかがでしょうか。

では、御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、承認することに決定をいたしました。以上で日程第6「報告第13号」を終わります。

◎日程第7「報告第14号逗子市スポーツ推進審議会委員の任命について」

○村松教育長

日程第7「報告第14号逗子市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○阿万野文化スポーツ課長

報告第14号逗子市スポーツ審議会委員の任命について御説明申し上げます。

逗子市スポーツ推進審議会委員の任命につきまして、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり5名の委員につきまして、教育長の臨時代理により委員を任命いたしました。同条第2項の規定に基づき報告いたします。御承認を求めるものです。どうぞよろしくお願いいたします。

○村松教育長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、承認することに決定いたしました。以上で日程第7「報告第14号」を終わります。

◎日程第8「報告第15号逗子市教科用図書採択検討委員会委員の任命について」

○村松教育長

日程第8「報告第15号逗子市教科用図書採択検討委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○内田学校教育課担当課長

報告第15号逗子市教科用図書採択検討委員会委員について御説明申し上げます。

逗子市教科用図書採択検討委員会委員の任命について、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により委員を任命したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。どうぞよろしくをお願いいたします。

○村松教育長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、承認することに決定いたしました。以上で日程第8「報告第15号」を終わります。

◎日程第9「議案第6号逗子市図書館協議会委員の任命について」

○村松教育長

日程第9「議案第6号逗子市図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○安田図書館長

議案第6号逗子市立図書館協議会委員の任命につきまして御説明申し上げます。

平成31年4月23日をもちまして2年間の任期が満了しました逗子市立図書館協議会委員につきまして、逗子市立図書館協議会条例第2条の規定に基づき、別紙のとおり新委員に任命いただきたく提案するものです。よろしくをお願いいたします。

○村松教育長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、御質疑、御意見がないようですので、議案ですので、これより表決に入ります。議案第6号については可決することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないものと認め、可決することに決定いたしました。以上で日程第9「議案第6号」を終わります。

◎日程第10「その他」

○村松教育長

日程第10「その他」を議題といたします。

その他、議事としてありますか。

○杵山学校教育課長

それでは、4月の定例教育委員会以降の市内小・中学校の様子について、校長・教頭からの報告をもとにお伝えいたします。

10連休にも及ぶゴールデンウィークが子どもたちの生活にどのような影響を及ぼすのか心配されましたが、連休明けの初日はほぼ普段の休日明けと変わらないスタートを切ることができています。小学校では、この間、運動会の取り組みや遠足、校外活動、学年・学級懇談会、家庭訪問、地域訪問などが行われています。

春の運動会は、小坪小学校を除く4つの小学校で開催されます。池子小学校の運動会は、5月25日（土曜日）に既に実施されました。当日は事前の天気予報どおり、雲一つない快晴で、熱中症が心配されましたが、大きな事故もなく、無事終了することができました。どの児童も、それまで一生懸命に練習してきた成果を十分発揮できたようです。今年度は逗子中学校から借りたテント2張を児童用の日除けの場所として確保し、熱中症の予防として工夫していました。

明後日の6月1日（土曜日）には、逗子小学校、沼間小学校、久木小学校の運動会が予定されています。池子小学校と同様、運動会本番に向け、競技の練習はもちろん、応援やリレーの練習、各係の準備などに汗を流しています。十分な水分補給など、熱中症対策を行うとともに、無理のない取り組みを行っている最中です。

中学校は、4月中、新入生が学校に慣れるためのスタートだったり、中学校給食が始まったり、部活動の仮入部と本決定、本入部というように、新しいことだらけだったようですが、5月に入り上級生とともに部活動や生徒会活動など活発になってきたとのこと。

中学校でも歴史史上初の10連休のゴールデンウィークを経て、自然体験学習に向けての取り組みや修学旅行に向けての取り組みが行われ、その狭間を縫うように、生徒総会や前期中間試験に向けての準備などが行われました。ゴールデンウィーク中には、各部活動で春の大

会等があり、それぞれ日ごろの練習の成果を発揮し、活躍できたようです。

2年生の学年行事であります自然体験学習は、既に2つの中学校で実施済みです。逗子中学校の自然体験学習は5月22日、23日、久木中学校は5月27日、28日、両校とも山梨県西湖の紅葉台キャンプ場を使って行われました。沼間中学校は来週末、6月5日、6日、三浦のYMCAを使って行う予定となっております。

各中学校で生徒総会が開かれ、生徒会の今年度の方針が決定され、委員会活動も本格的に動き出しました。生徒総会の際に、体育祭のブロック抽選もあわせて行われ、9月の体育祭に向けての取り組みがスタートしています。

また、3年生が高等学校の先生からお話を聞く進路学習会を行った学校もあります。公立高校と私立高校のそれぞれの先生方から、進路の選び方を含めたお話を伺い、自分で調べて選ぶことの重要性に気がついたようです。

この後、6月には各中学校で3年生が奈良・京都方面に修学旅行に出発します。沼間中学校を除く2校の前期中間試験も6月に予定されています。

以上、雑駁ですが、市立小・中学校の近況をお知らせしました。以上です。

○村松教育長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

○村上委員

池子小学校の運動会に参加させていただきました。その二、三日前からすごい日差しがひどくて、ニュース等でも熱中症の被害が出たということでニュースになっておりましたので、事務局のほうにもどうなっているのかということちょっと心配で問い合わせさせていただきました。そうしましたら、逗子中学校のテントを借りているようだということで、学校のほうでもすばやく動いていただいて、感謝しております。様子を見ていたら、普通に座っているところにテントを上にかざすのではなく、生徒たちの後ろのほうにテントを置いて、そこで涼んで、また自分の席に戻るといようなやり方で、正しいやり方だなというふうに思いました。そこで子どもたち、様子を見てみると、涼んで、休憩をして、自分の競技になったらまた出て行くといようなやり方をしていたので、応援の妨げにもなりませんでしたし、すごくよかったのではないかなというふうに思いました。子どもたちは、とても生き生きとして、暑かったのですけれども、みんな力いっぱい頑張っている様子が見えて、とてもよかったです。以上です。

○村松教育長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○横地委員

私も行かせていただきました。本当に暑い日で、テントとか日陰の中に入っていないと、ちょっとつらいなというような状況でした。テントの中に後半、私たちも入らせていただいたのですが、日陰の中に入ればほどよい風があって、暑さがしのげるのだなというのが感じましたので、生徒だけじゃなくて、保護者の方も大変だなと思いつつ見ておりましたが、池子小学校はスペースもあるので、個人個人がテントのようなものを張って、そこで暑さをしのいでいたのかなと思います。池子小学校だからできたということで、ほかの今週末ですか、逗子小学校、久木小学校等はね、あと沼間小学校ですか、もう本当に狭いので、なかなかできないので、それも含めて、今度、今週末どうなるのかわからないのですけれども、せっかくこの5月、6月にしたにもかかわらず、こんな暑さになってというところが、非常に日本の天気が変わりつつある中で、またこのスケジュール的にも考えなければいけない時代になってきた。シーズンというか、季節というか、日本の天候になってしまったのかなということ、ちょっと考えながら見させていただきました。子どもたちは、もう例年のように、池子小学校は人数もそう多くないので、子どもたち一人ひとりの顔が見える運動会だなというのを感じました。ありがとうございました。

○村松教育長

ありがとうございました。

○村上委員

すみません。追加なのですが、地元なので、ずっと一日中、運動会に参加させていただいたのですが、昼休みに新しい試みがあって、地域の、池子神武寺の神明社の夏祭り子ども神輿がそこで展示をされ、神輿衆が担いで一周回って子どもたちに呼びかけるというような行いが行われていました。地域に開かれた学校という印象があり、また校長先生も協力してくださっていましたので、とてもいい地域になっていくのではないかなというように思いました。ありがとうございます。

○村松教育長

この近辺では修学旅行が秋にあるので、6年生の負担等も考え春になり、気候の点もそれこそあると思うのですが、同じ気温だと暑さに慣れてないという別のハンディが出てきてしまうところがあるので、最大限学校のテントや時間の工夫等で配慮するという事です。テレビなどでは半日で運動会をやるというニュースもありますけれども、多分相当学校

規模が小さいところだと思われます。地方ではオール1クラスの学校などであれば十分できると思いますけれども、そうでないと、今度は子どもたちの出番の少なさも出てきてしまうので、内容をうまく精選をしたり、日陰をつくったりしながら、活躍の場も保障するという事で、多分各学校は工夫をしていたのではないかなというように思います。

他にいかがですか。では、その他、議事としてありますか。

○内田学校教育課担当課長

前回の教育委員会定例会の中でご質問がありましたアフターフォローも含めたいじめに対する対応について御報告いたします。

平成25年度のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめとは、児童・生徒に対して当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じるものとする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。と定義されました。

このことを受けまして、いじめの認知に関しましては、意図的・継続的・集団的に行われ、心身に苦痛を与えるもの。遊び・ふざけ・いじりから心身に苦痛を与えるもの。先ほど教育長からもありましたように、よかれと思ってという好意からの行為、意図せずにした行為が心身に苦痛を与えるものも含めて、細かく丁寧に見とるという方向性を市教育委員会としましても学校に働きかけており、学校はこれまでいじめとして捉えていなかったものでも、いじめとして認知して対応する体制になってきております。

件数につきましては、昨年度の件数については現在集計中であること、市区町村ごとに公表していないため、この場で申し上げることはできません。ただ、学校ごとに件数のばらつきがないように、いじめの定義に基づいた捉え方について、今後も校長会議等で繰り返し周知を図っていきたいというように考えております。

いじめを認知してからの指導・支援体制としましては、校内の支援チームを中心に行っていきます。特にいじめは加害者側が謝ったから終わりというものではなく、その後も一定期間、被害者や加害者、学級内の人間関係などを校内の支援チームを中心に観察し、必要に応じて指導を行っていきます。文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針では、その一定期間を3カ月としています。ケース・バイ・ケースではありますけれども、学校では3カ月経過以降も行動観察や面談などを通して児童・生徒の様子を把握、あるいは指導を行ってまいります。

また、各学校は、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に向けた取り組み、対応について、方針をもとに行っております。各学校のいじめ防止基本方針につきましては、学校要覧や各学校のホームページでもごらんいただくことができます。

学校教育課のほうでは、児童・生徒間のトラブル等に対して、指導主事が学校と保護者との話し合いの場に参加し、状況の整理を行うこともあります。また、教育研究相談センターの相談担当や巡回スクールカウンセラーが当該児童・生徒の心理面でのケアを行ったり、保護者の相談を受けたりしております。教育研究相談センターと巡回スクールカウンセラーの取り組みについては、奥村所長から御報告をいたします。

○奥村療育教育総合センター主幹

教育研究相談センターでは、学校と連携をし、いじめの未然防止、早期発見、解消等に向け、主に次の2点について取り組んでおります。

まず1点目につきましては、小・中学校のスクールカウンセラーと支援教育推進指導員、計3名の巡回チームと、教育指導教員、教育指導員の計4名が各学校を巡回し、集団づくり、授業づくりの視点から授業や学級活動、休み時間の様子等、児童・生徒のアセスメントを行っております。その中で、気になる児童・生徒をピックアップし、学校にフィードバックする中で、いじめ等問題行動の未然防止及び早期発見を図っております。

また、いじめを受けた児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーが個別に相談をし、メンタルケアを行う中で、当該児童・生徒の不安を軽減し、安心して学校生活を送れるようなサポートをしております。さらに、前述した巡回チームや教育指導教員、教育指導員が学校に対していじめを行った側の児童・生徒及び当該の学級集団への指導についてもアドバイスを行います。

2点目は、当センター内の教育相談についてです。平成30年度の教育相談の主訴別件数中、いじめを主訴とする相談は0件ですが、不登校が46件、全体の57%と最も多くなっております。この不登校の要因としていじめが含まれる場合もございます。その場合も教育相談員が時間をかけてメンタルケアを行っております。結果として、不登校を主訴とした相談件数46件中、改善した、これは実際に学校に復帰できたということですが、21件。ほぼ改善した、これは支援教室ですとか、あるいは適応指導教室等に行って自分なりの居場所を見つけたということですがけれども、8件と、合わせて29件、全体の63%が改善を見せております。今後とも丁寧な取り組みを継続してまいります。以上です。

○村松教育長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

○塚越委員

前回の質問に対して細かな御回答、どうもありがとうございました。いくつかというか、一、二点、御質問と気になった点があったので、お伺いできればなと思います。

いじめの定義は非常に平成25年より細くなされてということは理解しました。ただ、認知件数、先ほどの神奈川県内でもばらつきがあるみたいなどころがありましたけれども、その定義に対してどのように各校だったり、ないしはその現場の先生が何をいじめと認識してカウントするかというところをきちんと徹底するというか、基準を整えるというか、実際に皆さんが同じような目線で現場を見られるようになることが大事で、その定義の解釈を、例えば学校任せとか現場任せにしては、教育委員会としてはいけないと思います。それはなぜならば、子どもたちの安全を守る一番根幹の部分だと思っていて、そのあたりの基準をつくっていくというか、現場の先生まで皆さんが、これはいじめだということを認識するというのが、例えばこっちの学校ではこれはいじめと認識するけど、こっちの学校ではしないとか、この先生は認識するけど、この先生はしないということが、なるべくないような形をつくっていくということに対して、我が市としてどのような取り組みをされているか。校長会で伝えるというのももちろんですけども、その先に対してどのようなフローを今、考えていらっしゃるのか、ないしはなかなか動けないというところも含めて、現状のステータスを伺いたいなと思ったのが1点。

もう一つは、昨年度の件数に関してはまだ集計途中ということをおっしゃいましたけれども、できればそれがいつごろ把握できて、把握できた際には近年の、それ以前の傾向も含めて、今、市内でどういう、件数はもしかして公表できないとしても、どういう実態で、そこにどう認識しているのかということをお報告いただきたいと。この2つを伺わせていただければと思います。

○内田学校教育課担当課長

1つ目の逗子市としての取り組みということで、ばらつきに関して、今回集計中なのでどれくらいのばらつきがあるかというところをまず把握をするところからしております。各学校でばらつきがあった場合に、なぜそのようなばらつきになったのかということ把握し、いじめに対する捉え方というところを、例えば教育相談コーディネーター担当者会であるとか、児童・生徒指導担当者会であるとか、そういう会議の場で現場の先生方にも周知徹底を図っていくというようなことを行っていこうと思います。

昨年度1回、校長会議の前段で校長先生方を対象にした研修会の中でも、このいじめの定義をもとにしたいじめの見とり方というようなお話を指導主事のほうからさせていただいておりましたけれども、そちらにつきましても管理職だけではなくて、現場の先生方に対しても丁寧に、いじめの見とりというところに関して御説明をしていくということを今後検討していかなければいけないなというようには感じております。

2点目につきましては、次回の中で報告をさせていただこうと思っております。

○塚越委員

2点目はよろしくお願いたします。

1点目につきましても、学校間のばらつきもそうですけれども、やはり気になるのは、報道等を見ていると、現場の先生がいじめと認識していなかったと。教育委員会もだから認識していなかったというのが、いじめや自殺等のケースがすごく多く世の中で報道されていて、そのようなことをこのまちで起こしてはいけないということを強く思っておりますので、現場の先生からエスカレーションがちゃんと上がりやすいフローを、学校任せでなく、やはり教育委員会がつくること。それを周知することというのは、我々の責務としてやっていかななくてはいけないことだと思っております、ぜひそこは強く要望したいと思えます。

○村松教育長

他にいかがでしょうか。

○横地委員

いじめに関して、前回アフターフォローを含めてということで説明をいただいたと思うのですが、このいじめの定義をよく読んでいきますと、先ほど教育長が言ったように、してしまった側はそういうつもりではなかったのに、された側の感じ方にもよってくるというところで、非常に繊細な部分だと思えました。そうすると、もう既に起こったもののアフターフォローももちろん必要、絶対必要だと思うのです。解消も必要だと思います。未然防止というところで、問題行動の発見等で、そこでまた改善していくというところもあると思うのですが、生徒たちの他者理解というところもすごく重要ではないかなと。自分の感覚ではこうだけれども、他者は違うのだとか、違う感覚を持っている人たちもいるのだというところも、認識として教育の中には入れていかなければいけないのではないかなというようにちょっと思いました。

いじめの中には、それが本当に犯罪というような重篤な部分にもなって、警察まで来ると

というようなものも出てくるところで、それが自分がやったことがそこまでではないというような解釈の違いだったり、自分にそれを言われても、そうは感じないけれども、言われた側の人たちにとってはすごく重篤なことがというような、この感覚の違いの中で、そういう人たちもいるというところを生徒たちがこれからまた成長していく中で、社会によってもあると思うのですね。パワハラとかいろいろあると思うのですけれども、そういうことを含めて教育の中に入れていかなければいけないのではないのかなというのをちょっと感じまして、多分やっていらっしゃると思うのですけれども、そっちにもフォーカスを当てていかなければいけないのかなと思いました。

○村松教育長

他にいかがでしょうか。

○星山委員

教育委員会とか教育委員がなぜいるかということのもともとの意味に、いじめって、すごく深くかかわっていることだと思うのです。逗子市に関して、先ほど御報告いただいたように、取り組みとしてはとても先駆的だし、特に巡回であるとか丁寧なケア、カウンセラーさんや、チームで回るとか、そういうことに関して非常に熱心に取り組まれていて、しかもいい方向へ向かっているのではないかなというように理解はしています。

それで、私がさっき数字を公表しないというところにすごい自分的には引っかかったのですけれども、なぜ公表しないのかと。県の方針だからということ、あるのかもしれないのですけれども、なぜなのでしょうというところがすごくあります。わからないと、結局対策を打てないし、いじめと不登校って、数字が全然出てこないのですけど、それは今、教育が抱えている一番大切な課題なのだとすれば、数字が明らかにならなかったとしても、予防とか対策とかアフターフォローとかというのは、真剣に取り組んでいかないと、全ての子どもたちが安心・安全で楽しく学校へ行くということがやはり私たちの非常に大切な使命だとすると、積極的であっていかないといけない。そのための根拠が見えないというところが、すごく難しいなとは思いました。いいか悪いかわかりませんが、それはちょっと感じました。

それで、先ほど横地委員がおっしゃった、皆さんおっしゃっていたのですけれども、私たちができることですよ、教育委員会として、専門機関を含めて。ということは、精いっぱいやっているかなと思うのですけれども、子ども同士あるいは対学校、対親に対してこれからどういうことをしていかなければいけないのかとか、どういうプログラムが必要なのかということに関しては、まだまだ考えていかなければいけないことがたくさんあるのではない

かなと思いました。これが1番ですね。

それから、全てうまくいっているのだったら問題ないと思います。けれど、もし学校だけでできないことがあるのであれば、やはり地域からサポートしなければいけないのではないかと思います。だから、いじめといっても学校の中だけで起こっているものではないので、やはりそこに関しても、言ってくだされば力になりたいと思っているので、ぜひ教えていただきたいなというように思いました。以上です。

私が、今度ちょっといじめではなくて、先ほどセンターの話から出てきたのですけれども、次回もしわかるのであれば、不登校のことはとても気になっていて、例えばいじめられて休むと、そこで止まってしまうのですけれども、解決にはなっていないのではないかなと思っていて、不登校のお子さんたちって、その後どうなって、もちろんケアしていらっしゃるのによく存じ上げているのですけれども、もっとできることがあるのではないかな。例えば不登校の数字が横ばいなのか、それとも改善しているのか、それとも増えているのかというくらいは知りたいなと思いましたし、またそれに関してまだ不十分な点があるのであれば協力したいなと思いましたので、ぜひそのあたりのことを教えていただけるといいかなというように思いました。以上です。

○村松教育長

不登校については、また少し詳細な報告について、次回までに準備をお願いいたします。

他によろしいですか。いじめの定義が変わってきていまして、いじめという言葉自体がいじめるという加害者側に使う言葉で、でも定義は心身の苦痛を感じている側が定義になっているので、いじめという言葉と定義の範囲ということ自体がまざり合っている。この辺で一般的な認識となので、本来でしたら例えば苦痛行為とかですね、被害、感じている側の何か名称であれば、少し認知の幅が狭いために同じになってくると思うのですが。ですから、悪意を持っていないとか、意識がないものをその定義に入れるというところで、かなり差がついてくる。そこは数的にも多いので、学校間とか温度差が出てくるのかなという気がします。ただ、この定義でやっていくということはきちんと周知をし、いじめという言葉強く出すというよりも、こういう範囲を私たちは見ていくんだよ。それは子どもが不安だからということで、説明もしながら対応していきたい、いかなければいけないなというように思います。

他によろしいですか。では、その他議事として何かありますか。

○芳垣市民協働部長

それでは、本日お手元にスペイン応援キャンペーン2020としまして、3点ほどチラシを配

付させていただきますので、簡単に内容を説明させていただきます。

既に御案内のとおりなのですが、本市は昨年スペインセーリングチームが市内で事前キャンプを行ったということをきっかけといたしまして、協定の締結をいたしまして、応援をしていこうというようにしているところでございます。昨年は例えば小坪小学校の児童とセーリングチームの選手との交流会などを行ってございます。また、今年頭になります、ホストタウンということでの認定を受けているということもでございます。本年度につきましては、来年のオリンピック・パラリンピック本番に向けまして認知度を上げまして機運を高めていく。あるいは、スペインへの関心、親近感を持っていただくといったことをねらいといたしまして、主にお配りしております3つの取り組みを行っていきたいというように考えております。

まず、市民応援団募集ということでございますけれども、これにつきましては市の主催行事あるいはさまざまな関連のイベントが行われました際の行事のお手伝い、あるいはイベント等取材をしていただきまして、SNS等で発信をしていただくなどをお手伝いをいただきたいということで募集をさせていただきます。

それから、市民企画募集ということでございます。チラシに市民企画の例ということで、いくつか挙げておりますけれども、例えばスペイン料理を食べる会であったり、あるいはスペイン語の勉強会であったり、オリンピック・パラリンピックに関しての写真を展示したりといった、市民の方個人あるいは団体等で企画をしていただくというものを募集をするというところでございます。

それから、3点目のスペイン応援展ということでございまして、チラシには料理の写真がイメージとして載っておりますけれども、例えばワインであったり、スペインに関連する料理であったりといったような、料理をお店で提供していただくなど。あるいはチラシの配架などの周知の協力をいただくなどの応援をしていただけるお店を募集するというところでございます。

既にこれの関係で、市のホームページのほうは開設をしております、本日お手元でございますチラシにつきましても、配布を始めているところでございます。今後、例えば市民企画につきましては、現在募集中でございますけれども、一定とりまとめた段階でガイドブックの形で発行しまして、PR等に努めてまいりたいというように考えておるところでございます。

また、このチラシの右下にもございますけれども、今後8月12日を予定しておりますが、

市民とセーリングチームとの交流会といったようなものを逗子アリーナで行いたいというように考えております。詳細につきましては、企画が詰まってまいりました段階で、また改めて御報告をさせていただきたいと考えております。私からは以上でございます。

○村松教育長

ありがとうございました。市のホームページには前回の小坪小学校との写真ですとか、いくつかスペインチームの紹介があります。こちらもぜひごらんください。この件について御質疑、御意見はありませんか。

その他議事として何かありますか。

○村松教育部次長

事務局からは以上です。

○村松教育長

それでは、委員の皆様から、その他議事として何かありますか。

ないようですので、以上でその他について終わります。

次回の定例会についてですが、6月20日（木曜日）午後2時30分からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会5月定例会を終了いたします。ありがとうございました。